

労働時間等説明会の概要

労働時間等説明会の概要

「医師の働き方改革に関する検討会」において、本年3月に報告書がとりまとめられ、また、「医師、看護師等の宿日直許可基準について」（通知令和元年7月1日付け基発第0701第8号各都道府県労働局長あて厚生労働省労働基準局長通知）等が発出されたことから、都道府県労働局（又は労働基準監督署）、都道府県医師会及び都道府県庁が原則共催により医療機関向けに説明会を開催予定。

〈実施主体〉 都道府県労働局（労働基準監督署）

都道府県医師会

都道府県（医療勤務環境改善支援センター） ※ 共催を基本とする（庶務は労働局）

〈対象〉 （公社）日本医師会、（一社）日本医療法人協会、（一社）日本病院会、（公社）全日本病院協会、（公社）日本精神科病院協会、（公社）全国自治体病院協議会及び（一社）全国医学部長病院長会議の各会員

※ 上記団体から各都道府県支部を通じて医療機関へ開催時の参加推奨等

※ 上記団体のいずれにも属していない病院についても、別途説明会を開催

〈説明会内容〉

- 労働基準監督署から労基法等の説明を行う（宿日直許可基準の改訂内容や、研鑽の取扱いに関する説明含む。）
- 都道府県（医療勤務環境改善支援センター等）から支援策や改善例などの説明、「医師の働き方改革に関する検討会」で示された医師の働き方改革の今後の方向性（上限時間数、暫定特例水準対象範囲等）や医師偏在対策及び地域医療構想に向けた支援等の説明を行う
- 医師会や病院団体などから業界としての対策の説明や会員への協力依頼を行う

〈説明会開催場所・実施回数〉

都道府県の実情に応じて適宜開催

（全県域対象に複数回実施・2次医療圏ごとに実施・労働基準監督署管轄区域ごとに実施、など各地の医療機関数や地理的条件に応じて）

〈説明会開催時期〉

令和元年度から令和5年度までの間

ただし、最初の3年間に集中実施し、令和元年度中に少なくとも1回以上開催することとする